

第 8 9 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)  
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)
<u>1.1</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項</u>	個人番号カード再交付手数料	1件につき 800円

## 改正前

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)  
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)
<u>1.1</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。次項において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付</u>	<u>通知カード再交付手数料</u>	<u>1件につき 500円</u>
<u>1.2</u>	<u>省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付</u>	個人番号カード再交付手数料	1件につき 800円

	の規定に基づく個人番号カードの再交付		
<b>12</b>	(略)	(略)	(略)

4 申請手数料

(1)~(6) (略)

(7) 計量法（平成4年法律第51号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

**3 前項に該当する場合において、定期検査を受ける質量計のひょう量が1トンを超え10トン未満のものにあつては当該ひょう量の4分の3（当該ひょう量の4分の3が1トン未満であるときは1トン）、ひょう量が10トン以上のものにあつては当該ひょう量の5分の3（当該ひょう量の5分の3が8トン未満であるときは8トン）に読み替えて得た値（次項において「読替ひょう量」という。）について計算する。**

**4 第2項に該当する場合において、定期検査を受ける質量計が2以上あるときの手数料の額は、当該質量計のひょう量（ひょう量が1トンを超える質量計にあつては、読替ひょう量）を合計して得た値について計算する。**

(8)~(18) (略)

<b>13</b>	(略)	(略)	(略)

4 申請手数料

(1)~(6) (略)

(7) 計量法（平成4年法律第51号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

**3 前項に該当する場合において、定期検査を受ける質量計が2以上あるときは、当該質量計のひょう量（ひょう量が1トンを超える質量計にあつては、当該ひょう量を特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第214条後段の規定による読替えの例により読み替えて得た値）を合計して得た値について計算する。**

(8)~(18) (略)

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市手数料条例別表、4 申請手数料の部、第7号の規定は、平成27年4月1日から適用する。